平成３０年６月２９日

各　名古屋市障害児通所支援事業所　御中

障害児通所支援事業所に係る報酬算定区分算定後３か月経過後の届出等について

　名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成２４年３月１４日厚生労働省告示第１２２号）」（通所報酬告示）第１の１のニ（１）【児童発達支援事業所において未就学児が７０％以上の場合の単価（未就学児区分Ⅰ）】を算定する場合、第3の１のイ（１）又はロ（１）【放課後等デイサービス事業所において指標該当児50％以上の場合の単価（区分１）】を算定する場合の取扱については下記のとおりですので、届出方よろしくお願いいたします。

記

未就学児区分（児童発達支援）、障害児程度区分（放課後等デイサービス）については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定にともなう実施上の留意事項について（H24.3.30障発0330第16号）（以下「留意事項通知」という。）」第二　２　（１）①児童発達支援給付費の区分について（七）エ、オ及び（３）①放課後等デイサービス給付費の区分（五）エ、オにより、算定後3月経過後は当初3か月における延べ利用児童数により算出することとされています。（留意事項通知 新旧対象P19、P44）

つきましては、**平成30年7月提供分以降に**通所報酬告示第1の1のニ（１）（**児童発達支援未就学児区分Ⅰ**：未就学児70％以上）又は第3の1のイ（１）又はロ（１）（**放課後等デイサービス区分１**：指標該当障害児50％以上）**を算定する事業所**におかれましては、**加算届**【障害児（通所・入所・相談支援）給付費算定に係る体制等に関する届出書、添付書類含む】**の提出が必要**となりますので以下の通り取り扱いください。

**３０年６月まで区分Ⅰ、区分１を算定している事業所で、引き続き区分Ⅰ、区分１を算定する場合も提出が必要です。**

主たる対象者を重症心身障害児として指定を受けている事業所は提出不要です。（利用人数にかかわらず未就学児区分Ⅰ、障害児程度区分１を算定するため）

また、単価の低い区分を算定している事業所で引き続き区分に変更がない場合は、提出不要です。

１　提出期限

　（１）平成30年4月1日までに指定を受けた事業所（4～6月実績で提出）

平成30年7月13日17時（郵送の場合は、7月15日消印有効）

（２）平成30年5月1日以降に指定を受けた事業所（例：5/1指定→5～7月実績で提出）

　　　指定日から3か月後の15日17時（例：5月1日指定→8月15日）

（閉庁日の場合はその直前の開庁日の17時、郵送の場合は15日消印有効）

２　提出書類

●　障害児（通所・入所・相談支援）給付費算定に係る体制等に関する届出書

●　添付書類

・　障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

・　児童発達支援報酬算定区分に関する届出書

　　　　・　放課後等デイサービス報酬算定区分に関する届出書

　　　　・　児童指導員等加配加算に関する届出書　※

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧

資格証（有資格者に変更が無い場合は不要）

　　　　　　※　４（２）の場合のみ

３　提出先　　〒460-8508（住所不要）

名古屋市役所子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援係

４　その他

　（１）　期限までに提出がない場合は単価の低い区分での算定（例：児発区分Ⅰ→区分Ⅱ、放デイ区分１の１→区分２の１）となります。（児童指導員等加配加算2人目を算定していた場合は算定できなくなりますのでご注意ください。）また、期限までに提出のあった場合は、**提出月から区分を適用**しますが、期限を過ぎた場合は通常と同じく提出日が15日までの場合は翌月から、16日以降の場合は翌々月からの適用となります。

　（２）　報酬区分の**変更に伴い**児童指導員等加配加算2人目を算定する場合に限り、前号（３（１））と同

じ提出期限の取扱とします。（期限までに提出のあった場合は、提出月から加配加算2人目を適用しますが、期限を過ぎた場合は提出日が15日までの場合は翌月から、16日以降の場合は翌々月からの適用となります。）

　（３）　8月提供分からの加算届の提出期限も7月13日（郵送の場合は15日消印有効）となります。報酬区分の変更と併せて届け出る場合は、どの加算等をいつから適用するかを明確に記載してください。

　（４）　今回の届出により、平成31年3月提供分までの報酬区分を算定します。

平成31年度分については、前年度（平成30年4月から平成31年3月）の利用児童数により算定することとなります。（平成30年4月1日までに指定の事業所）

平成30年5月1日以降に指定を受けた事業所については、当初3か月経過後から1年までは今回の届出に基づき算定し、1年経過後からその年度末までは過去1年分の利用児童数に基づき算定します。（その後は前年度の利用児童数）

　（５）　（１）の期限までに提出された際の適用月の取扱いは3か月経過後の届出のみに適用するものです。

子ども発達支援係

電話９７２－３１８７